

(第4期) 会津若松市鳥獣被害防止計画の策定に係る パブリックコメント結果

1 意見募集期間

令和5年1月4日(水)～ 令和5年2月2日(木)

2 周知方法

市政だより、市のホームページによる広報
市政情報コーナー、各支所、市民センター、生涯学習総合センターでの閲覧

3 意見提出者数及び提出方法

1名(農林課あてファックスによる)

4 意見件数

1件

5 意見の要旨及び市の考え方

No.	項目	意見	市の考え方
1	ツキノワグマ対策に係る意見	<p>令和4年7月に門田町御山地区で発生した「ツキノワグマによるものと推定される人身死亡事故」を受けた対応として下記の内容について文言を入れていただきたい。</p> <p>「クマ発見者は、〇〇に緊急通報する、地域住民にいち早く知らせる、春、秋クマ出没時期に広報を実施する。」</p> <p>地区放送設備への行政機関からの遠隔操作について考慮いただきたい。</p>	<p>本計画は、本市における鳥獣被害対策の方針について定めるものであり、地区における注意喚起や緊急連絡体制の具体的な対応につきまして、実際の緊急対応の参考にしてまいります。</p> <p>なお、ツキノワグマの注意喚起、広報につきましては、市でも重要な課題と考えており、これまで「防災情報メール あいべあ」による目撃情報の周知、市政だより、市ホームページ等で継続して行ってまいりましたが、今後は、新たにツキノワグマ対策リーフレットを作成し、この紙面に緊急時連絡先等を記載したうえで、全戸配布することにより、市民の皆様へのさらなる注意喚起を図ってまいります。</p>